平成２２年（フ）第１７６号
岡山県津山市下田邑981番地
債務者　松田　由美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１２０号
秋田県仙北市西木町上桧木内字堀内127番地
債務者　浅利　儀昭
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第９４８号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目２番地１　瑞穂野市営住宅35号棟52号室
債務者　佐藤　勝雄
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９６１号
栃木県宇都宮市東今泉２丁目５番７号　関川アパート１－２
債務者　増渕　文男
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９６２号
栃木県宇都宮市岩曽町1373番地７　コーポ光103号室
債務者　大森　宏美
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８２号
岡山市北区北長瀬本町22番22号　サンビレッジ北長瀬H202
債務者　中務　大輔
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２０号
岡山市南区福田487番地３
債務者　松本　啓吾
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０号
東京都江戸川区平井５丁目５－１－703
債務者　小幡　育子（旧姓宮島）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８号
東京都板橋区三園１丁目51－13－208
債務者　奥田あゆみ
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９号
東京都葛飾区立石６丁目33－８－202
債務者　細見　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１号
東京都台東区浅草橋１丁目25－７－807　シティコープ浅草橋’90
債務者　川尻　安信
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２号
神奈川県横浜市港北区新吉田町541
債務者　須貝　憲介
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３号
神奈川県横浜市神奈川区旭ケ丘16－11
債務者　阿川　亮治
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８号
東京都葛飾区細田１丁目13－３
債務者　渦古　静子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５号
東京都世田谷区玉川台２丁目２－５　スカイコート世田谷用賀第３－203
債務者　山内　美緒
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部